

役員候補者推薦人を理事会に限ることについて

Q. 役員選挙に推薦制をとる組合が、候補者の推薦人を理事会のみに限定することはできるか。

A. 推薦人を理事会のみに限定することは、汎く人材を得る見地から、また他の組合員も等しく選挙し、選挙される権利をもっている点からみても不相当と思料する。